

新潟市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月21日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第123号

新潟市都市公園条例の一部を改正する条例

新潟市都市公園条例（昭和32年新潟市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号及び第8条第6号中「興業」を「興行」に改める。

第10条の5第1号及び第10条の6（見出しを含む。）中「市営プール」を「西海岸公園市営プール」に，「遊水館」を「水の公園福島潟遊水館」に改める。

第10条の7（見出しを含む。）中「市民茶亭遊神」を「白山公園市民茶亭遊神」に改める。

第10条の8（見出しを含む。）中「燕喜館」を「白山公園燕喜館」に改める。

第10条の9（見出しを含む。）中「ゴーカート」を「鳥屋野交通公園ゴーカート」に改める。

第10条の12を次のように改める。

（利用の許可を要する無料の公園施設）

第10条の12 次の表に掲げる無料の公園施設を利用しようとする者は，あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

施設名	都市公園	位置
野球広場 多目的運動広場 庭球場	阿賀野川河川公園	新潟市東区本所地先
庭球場	流通公園	新潟市西区流通センター5丁目1番地
児童プール	東公園	新潟市中央区明石1丁目4番1号

分区園	濁川公園	新潟市北区濁川 6 8 6 番地 1
庭球場	寺地河川敷公園	新潟市西区寺地地先
野球場 多目的広場 ゲートボール場	阿賀野川公園	新潟市北区高森新田字下川前原 4 5 0 4 番地 2
多目的グラウンド	かわね公園	新潟市江南区亀田工業団地 1 丁目 2 5 2 8 番地 1 7
サブ野球場 多目的広場	城山運動公園	新潟市西蒲区峰岡 5 8 0 番地

2 第 1 0 条の 4 第 2 項の規定は、前項に掲げる無料の公園施設に準用する。

3 市長は、第 1 項に掲げる無料の公園施設の照明設備を利用させる場合は、その実費を徴収することができる。

第 1 0 条の 1 3（見出しを含む。）中「児童プール」を「東公園児童プール」に改める。

第 1 2 条の 3 第 1 項第 2 号中「新潟市公報に登載し、又は」を削る。

第 1 5 条中「野球場、球技場及び馬場」を「鳥屋野運動公園野球場、鳥屋野運動公園球技場及び鳥屋野運動公園馬場」に改める。

別表第 1 中

「

新潟市女池南 3 丁目 6 番 4 号
新潟市女池南 3 丁目 6 番 4 号
新潟市女池南 3 丁目 6 番 4 号
新潟市関屋 1 番地 9 3
新潟市関屋 1 番地 9 3
新潟市津島屋 6 丁目 5 番地 1

「

新潟市中央区女池南 3 丁目 6 番 4 号
新潟市中央区女池南 3 丁目 6 番 4 号
新潟市中央区女池南 3 丁目 6 番 4 号
新潟市中央区関屋 1 番地 9 3
新潟市中央区関屋 1 番地 9 3
新潟市東区津島屋 6 丁目 5 番地 1

新潟市善久河川敷
新潟市一番堀通町 1 番地 2
新潟市一番堀通町 1 番地 2
新潟市女池南 3 丁目 6 番 3 号
新潟市船江町 1 丁目 5 2 番 1 号
新潟市一番堀通町 1 番地 2
新潟市新津秋葉 3 丁目 7 3 8 3 番地 4
新潟市上下諏訪木 1 7 7 5 番地 1
新潟市上下諏訪木 1 7 7 5 番地 1
新潟市上下諏訪木 1 7 7 5 番地 1
新潟市上下諏訪木 1 7 7 5 番地 1
新潟市嘉山 4 9 3 番地
新潟市嘉山 4 9 3 番地
新潟市嘉山 4 9 3 番地
新潟市前新田乙 4 9 3 番地
新潟市前新田乙 4 9 3 番地
新潟市前新田乙 4 9 3 番地
新潟市前新田乙 4 9 3 番地
新潟市前新田乙 4 9 3 番地
新潟市前新田乙 4 9 3 番地
新潟市小須戸 3 7 9 3 番の 5 地先
新潟市小須戸 3 7 9 3 番の 5 地先
新潟市西松崎 7 3 番地

を

新潟市西区善久河川敷
新潟市中央区一番堀通町 1 番地 2
新潟市中央区一番堀通町 1 番地 2
新潟市中央区女池南 3 丁目 6 番 3 号
新潟市東区船江町 1 丁目 5 2 番 1 号
新潟市中央区一番堀通町 1 番地 2
新潟市秋葉区秋葉 3 丁目 7 3 8 3 番地 4
新潟市南区上下諏訪木 1 7 7 5 番地 1
新潟市南区上下諏訪木 1 7 7 5 番地 1
新潟市南区上下諏訪木 1 7 7 5 番地 1
新潟市南区上下諏訪木 1 7 7 5 番地 1
新潟市北区嘉山 4 9 3 番地
新潟市北区嘉山 4 9 3 番地
新潟市北区嘉山 4 9 3 番地
新潟市北区前新田乙 4 9 3 番地
新潟市北区前新田乙 4 9 3 番地
新潟市北区前新田乙 4 9 3 番地
新潟市北区前新田乙 4 9 3 番地
新潟市北区前新田乙 4 9 3 番地
新潟市北区前新田乙 4 9 3 番地
新潟市秋葉区小須戸 3 7 9 3 番の 5 地先
新潟市秋葉区小須戸 3 7 9 3 番の 5 地先
新潟市西蒲区松崎 7 3 番地

新潟市峰岡５８０番地
新潟市峰岡５８０番地
新潟市峰岡５８０番地

」

新潟市西蒲区峰岡５８０番地
新潟市西蒲区峰岡５８０番地
新潟市西蒲区峰岡５８０番地

」

に改める。

別表第２（３）中「興業用施設」を「興行用施設」に改める。

別表第３（１）中「市民茶亭遊神」を「白山公園市民茶亭遊神」に改め、同表（２）中「燕喜館」を「白山公園燕喜館」に改め、同表（３）中「ゴーカート」を「鳥屋野交通公園ゴーカート」に改め、同表（６）中「球技場」を「鳥屋野運動公園球技場」に改め、同表（７）中「馬場」を「鳥屋野運動公園馬場」に改め、同表（８）中「市営プール」を「西海岸公園市営プール」に改め、同表（９）中「少年野球広場」を「西海岸公園少年野球広場」に改め、同表（１１）中「運動広場」を「津島屋公園運動広場」に改め、同表（１２）中「庭球場」を「善久河川敷公園庭球場」に改め、同表（１３）中「野外音楽堂」を「秋葉公園野外音楽堂」に改め、同表（１４）中「白根カルチャーセンター」を「白根総合公園白根カルチャーセンター」に改め、同表（１８）中「屋内ゲートボール場及び多目的グラウンド」を「豊栄南運動公園屋内ゲートボール場及び多目的グラウンド」に改め、同表（１９）中「遊水館」を「水の公園福島潟遊水館」に改め、同表（２０）中「木舟水路」を「水の公園福島潟木舟水路」に改め、同表（２１）中「潟来亭」を「水の公園福島潟潟来亭」に改め、同表（２２）中「水の駅「ビュー福島潟」」を「水の公園福島潟水の駅「ビュー福島潟」」に改め、同表（２３）中「キャンプ場」を「水の公園福島潟キャンプ場」に改め、同表（２６）中「西川だいろの家」を「西川ふれあい公園西川だいろの家」に改める。

附 則

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。